

# 行政監査結果に係る措置状況報告書

(令和6年10月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第3号

令和6年10月10日

東大阪市監査委員 向川茂弘

同 牧直樹

同 松川啓子

同 木村芳浩

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。



# 目 次

企 画 財 政 部 .....	1
-----------------	---



## 行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和6年9月6日

3. 監査結果に関する報告

令和6年3月25日監報第13号 監査結果報告書

4. 監査の対象

ふるさと納税業務に係る事務事業等（ただし、企業版ふるさと納税を除く。）  
（対象部局）

企画財政部所管事務

## 企画課

### 1 全庁的に取り組む体制の整備について

本市では、市税流出額が寄附額を上回り、ふるさと納税制度に伴う収支としては赤字の状況にある。企画課では、流出額を補てんでできる寄附額を目標として設定しているものの、全庁的な周知や情報提供が行われていない。

現状や目標を共有した上で、課題を整理し、全庁的に取り組む体制を整備されたい。

## 措置内容

### 措置済

監査指摘を受け、返礼品の選定に重きをおいていた「ふるさと納税推進検討委員会」を一旦廃止し、令和6年8月に新たに「ふるさと東大阪応援寄附金制度推進委員会」を立ち上げ、返礼品の開拓や寄附金活用及びシティプロモーション、財源確保や分析といった課題毎にワーキンググループを設置し、機能的に課題に取り組む体制とすべく要綱を整備いたしました。あわせて、庁内に向けた周知として、「ふるさと納税レポート」を総合掲示板にて公開し、ふるさと納税の現況や目標について全庁的に情報共有を行いました。

## 2 寄附者と継続的なつながりを持つ取組について

総務省では、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得た資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには2つの視点が重要とし、その1つとして、ふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めることが掲げられている。

本市では、寄附者にお礼状は送付しているものの、継続的なつながりを持つ特段の取組は行っていない。

他市では、2年以上連続して寄附をされた方への感謝状の送付や寄附の活用状況などを掲載したダイレクトメールの送付を行うなどの事例が見受けられる。

ふるさと納税を通じて本市に関心を持っていただくことは有用であり、リピーターの確保に向け、本市の魅力ある返礼品の案内や寄附の活用状況をわかりやすく報告するなど十分な取組を検討し、実行されたい。

### 措置内容

#### 改善中

寄附者との繋がりを持つ取組については、本市の魅力とふるさと納税の人気返礼品をPRするチラシを作成し、ふるさと納税の寄附者に送付することで、リピーターの確保につなげたいと考えております。また、本市の寄附の活用状況をわかりやすく報告するためにウェブサイトを令和6年6月にリニューアルいたしました。

### 3 クラウドファンディング型ふるさと納税の周知について

クラウドファンディング型ふるさと納税とは、寄附金の使い道としてより具体的な事業を示し、これに共感した方からの寄附を募る仕組みである。

本市では、令和4年度から野良猫の不妊手術費用補助金増額のためのクラウドファンディングを実施し、寄附の目標額を達成する一方、他事業での実施には至っていない。

クラウドファンディング型ふるさと納税では、寄附者は自身の暮らす自治体や応援したい自治体の事業に直接寄附ができ、当該事業の所管部局は直接財源を確保できることから双方にとって有用な仕組みとなっている。これを全庁的に周知し、積極的に活用されたい。

#### 措置内容

##### 検討中

クラウドファンディング型ふるさと納税の実施にあたっては、該当手法が有効かどうかを慎重に検討する必要があります。今後、クラウドファンディング制度の活用を推進するために、基本的な考え方を整理し、全庁的な周知や積極的な活用につなげてまいります。

